

【別表H（1）の13欄における内閣府手引き修正にかかる注意点】

令和3年6月18日に、内閣府が定期提出書類の手引き（公益法人編）を一部修正しました。ここでは、内閣府手引き修正を受けて、大阪府所管の公益法人が令和3年度の別表H（1）を作成頂くにあたり、ご注意いただきたい点をお伝えいたします。

【内閣府手引き変更点】

内閣府手引き p.55 の説明①にて、別表H（1）の13欄には下記（ア）から（ウ）の合計額を記載するように、説明文が変更されました。

- （ア）損益計算書内訳表の公益目的事業会計に計上された収益及び他会計振替額等のうち、3欄から12欄に記載されない額
- （イ）1欄の額がマイナスの場合には、1欄を0とするために必要な相当額
- （ウ）（ア）（イ）により算定される1欄の額が、別表C（2）の公益目的3.から6.の期末帳簿価格の合計額よりも小さい場合には、当該合計額に達するまでの額に相当する額。

【変更点に対する、令和3年度定期提出書類を作成頂く際の対応】

- ・ （ア）については例年と変わりませんので、手引き記載の通りにご対応下さい。
- ・ （イ）と（ウ）については今のところ、対応の仕方についてまだ検討中となります。従って、
大阪府所管の公益法人が令和3年度定期提出書類を作成頂く場合に限り、（イ）と（ウ）の指示内容を反映させずに作成してください（令和3年度分は、1欄の額がマイナスで提出頂いて構いません）。
今後の対応について、機会をうかがったうえで、大阪府から所管法人へ連絡をさせて頂く場合があります。